

四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成 29 年 8 月 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 26 号

四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する  
規則

四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 20 年四日市市  
規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条） ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条） iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条） vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者（第26条の3） viii 知事職務診察（第27条第2項）		
申請等の添付資料	i あり ii なし		
被診察者 (精神障害者)	氏名	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道 郡市 町村 府県 区 区	
	職業		
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICDカテゴリー ( )	ICDカテゴリー ( )	
生活歴及び現病歴 推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。	(陳述者氏名 続柄 )		
初回入院期間 前回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態 )
初回から前回までの入院回数	年 月 日～	年 月 日	(入院形態 )
重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後おそれある問題行動）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）		
1 殺人	A B	(現在の精神症状)	
2 放火	A B	I 意識	
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )	
4 強制性交等	A B	II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）	
5 強制わいせつ	A B	III 記憶	
6 傷害	A B	1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )	
7 暴行	A B	IV 知覚	
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )	
9 脅迫	A B	V 思考	
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸	
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )	
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動	
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁	

14 詐欺等の経済 的な問題行動	A	B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )
15 自殺企図	A	B	VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止
16 自傷	A	B	6 無為・無関心 7 その他 ( )
17 その他 ( )	A	B	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )
			IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )
			(その他の重要な症状) 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )
			(問題行動等) 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )
			(現在の状態像) 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )
診察時の特記事項			
医学的総合判断	I 要措置                      II 措置不要		
以上のとおり診断します。			年 月 日
精神保健指定医氏名			署名

(行政庁における記載欄)			
診察に立ち会った者 氏名 (親権者、配偶者等)	(男・女) 続柄又は職業	年齢	歳
診 察 場 所			
診 察 日 時	年 月 日	時 分	時 分
職 員 氏 名			
行政庁の措置			
行政庁メモ欄			

#### 記載上の留意事項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこととする。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

(健康福祉部保健予防課)